

え た じ ま し  
江田島市

だい 6 き しょう がい ふく し けい かく  
第 6 期 障害福祉計画  
だい 2 き しょう がい じ ふく し けい かく  
第 2 期 障害児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

ひとり  
一人ひとりが自分らしく輝き  
い  
共に生きるまち、  
え た じ ま し  
江田島



れいわ ねん がつ  
令和3(2021)年3月  
ひろしまけん え た じ ま し  
広島県 江田島市

# ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の概要</b> -----	<b>1</b>
【1】計画策定の趣旨-----	1
【2】障害者施策をめぐる国や制度の動き-----	2
【3】計画の性格-----	6
【4】本市における計画の位置付け-----	7
【5】計画の期間と策定方法-----	8
【6】計画の対象となる障害福祉サービス-----	10
<b>第2章 障害者・障害児を取り巻く現状</b> -----	<b>11</b>
【1】人口の動き-----	11
【2】障害者の状況-----	12
<b>第3章 アンケート結果等からみる本市の課題</b> -----	<b>17</b>
【1】障害者アンケート調査結果から読み取れる課題-----	17
【2】ヒアリング調査結果から読み取れる課題-----	22
<b>第4章 第5期計画の進捗状況</b> -----	<b>26</b>
【1】成果目標の進捗状況-----	26
【2】障害福祉サービス等の進捗状況-----	29
<b>第5章 計画の基本的な考え方</b> -----	<b>35</b>
【1】基本理念-----	35
【2】計画策定の視点-----	36
<b>第6章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画</b> -----	<b>38</b>
【1】成果目標の設定-----	38
【2】第6期障害福祉計画-----	49
【3】第2期障害児福祉計画-----	57
<b>第7章 計画の推進</b> -----	<b>59</b>
【1】関係機関との連携の強化-----	59
【2】感染症対策への配慮-----	59
【3】計画の進行管理-----	59
<b>資料編</b> -----	<b>60</b>
1 江田島市保健福祉審議会規則-----	60
2 江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会 委員名簿-----	62
3 策定経過-----	63

# 第1章 計画の概要

## 【1】計画策定の趣旨

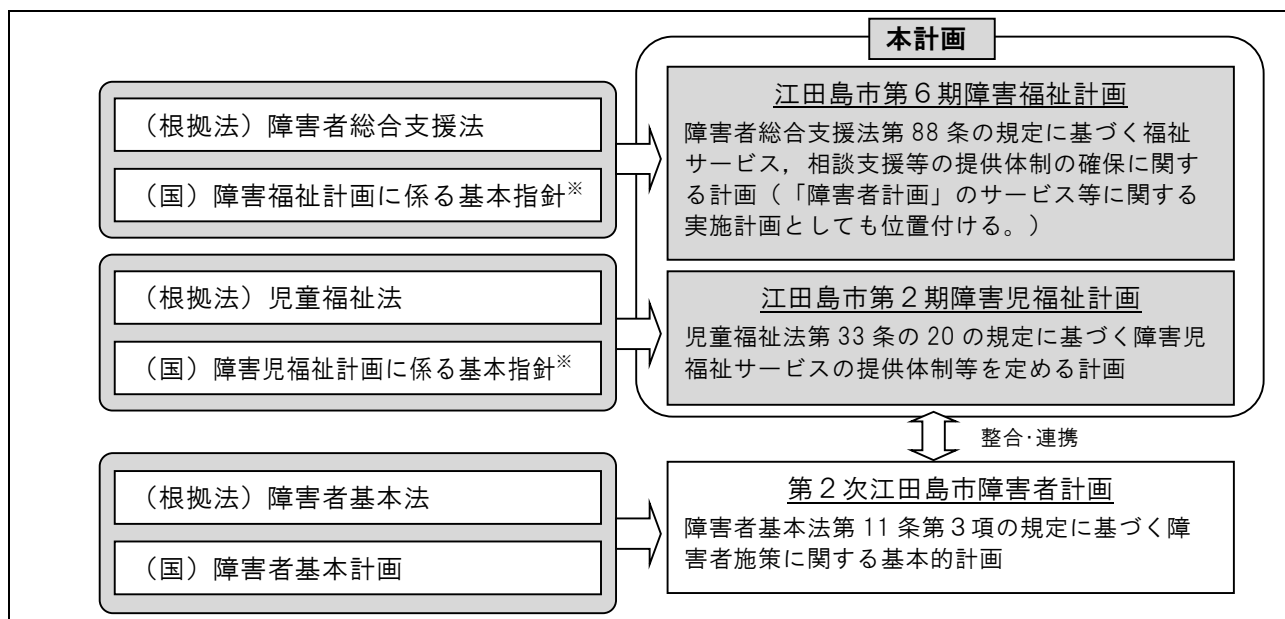
障害者を取り巻く近年の社会の動きをみると、平成 25 (2013) 年 9 月「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催決定、平成 26 (2014) 年 1 月「障害者権利条約」の批准、平成 28 (2016) 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)の施行等、障害者施策に大きく影響を与える動きがみられました。また、平成 28 (2016) 年 5 月に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。))が平成 30 (2018) 年 4 月から施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減や共生型サービスの創設などが進められることとなりました。

このような中、本市においては、平成 29 (2017) 年 3 月に「障害者基本法」第 11 条の規定に基づく「第 2 次江田島市障害者計画」を策定し、その基本理念を「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」と定め、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進しています。

一方、平成 30 (2018) 年 3 月には、「障害者総合支援法」第 88 条及び「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「江田島市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」(以下「第 5 期計画」といいます。))を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきました。

この第 5 期計画は、令和 2 (2020) 年度までを対象期間としており、この度計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「江田島市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」(以下「本計画」といいます。))を策定します。

### 【計画の根拠法等】



※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(最終改正 令和 2 年厚生労働省告示第 213 号)」

## 【2】障害者施策をめぐる国や制度の動き

### 1 障害者基本計画（第4次）の策定

国においては、平成30（2018）年3月、「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、今後5年間における障害者福祉の在り方が示されています。この計画では、基本理念について共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去をその趣旨として掲げています。

これは「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」という障害者基本法の理念に基づくもので、「障害者権利条約」との整合性も図られており、市町村においても、これまで以上に、障害者の社会参加を促進するための取組が重要となっています。

### 2 改正障害者総合支援法の施行

平成28（2016）年5月に改正された「障害者総合支援法」が、平成30（2018）年4月1日から施行されました。この改正により、介護保険サービスの利用者負担軽減を目的とした「高額障害福祉サービス等給付費」の支給対象の拡大をはじめ、「障害福祉サービス等情報公表制度」の施行に伴うシステムが整備されることとなりました。

### 3 障害福祉サービス等報酬改定

障害者の重度化、高齢化を踏まえた地域移行、地域生活への支援をはじめ、障害児支援の適切なサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）などに係る報酬改定が行われました。また、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援のサービスが新設され、障害者の地域での暮らしを支援するサービスが拡充されています。

### 4 共生型サービスの創設

介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例が設けられました。

### 5 基本指針の見直し

令和2（2020）年1月に、国において「社会保障審議会障害者部会」が開催され、「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示されました。「基本指針見直しの主なポイント」として、計画に加えるべき9つの方向性が示され、その内容は成果目標等へ反映されます。

【基本指針見直しの主なポイント】

基本指針	見直しのポイント
1 地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。</li> <li>・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討。</li> </ul>
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。</li> <li>・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症に係る取組事項を盛り込む。</li> </ul>
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。</li> <li>・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める。</li> <li>・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進とともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。</li> </ul>
4 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。</li> </ul>
5 発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。</li> <li>・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。</li> </ul>
6 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。</li> <li>・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。</li> <li>・障害児入所支援における18歳以降の支援の在り方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。</li> <li>・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。</li> </ul>
7 障害者による文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。</li> </ul>
8 障害福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。</li> </ul>
9 福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。</li> </ul>
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制の充実強化</li> <li>・障害児通所支援体制の教育施策との連携</li> </ul>

【成果目標（令和5年度末の目標）の見直しのポイント】

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 施設入所者の地域生活への移行 ・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 316 日以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新）
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（平成30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
- ・ 退院率：3か月後 69%以上，6か月後 86%以上，1年後 92%以上（平成30年時点の上位10%の都道府県の水準）

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証，検討

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍，うち移行支援事業：1.30倍，就労A型：1.26倍，就労B型：1.23倍（新）
- ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち，7割以上の利用（新）
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新）

### 5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援の提供体制の整備等
- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保（新）
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所，放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県，圏域，市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新）

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・各市町村又は各圏域で，相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

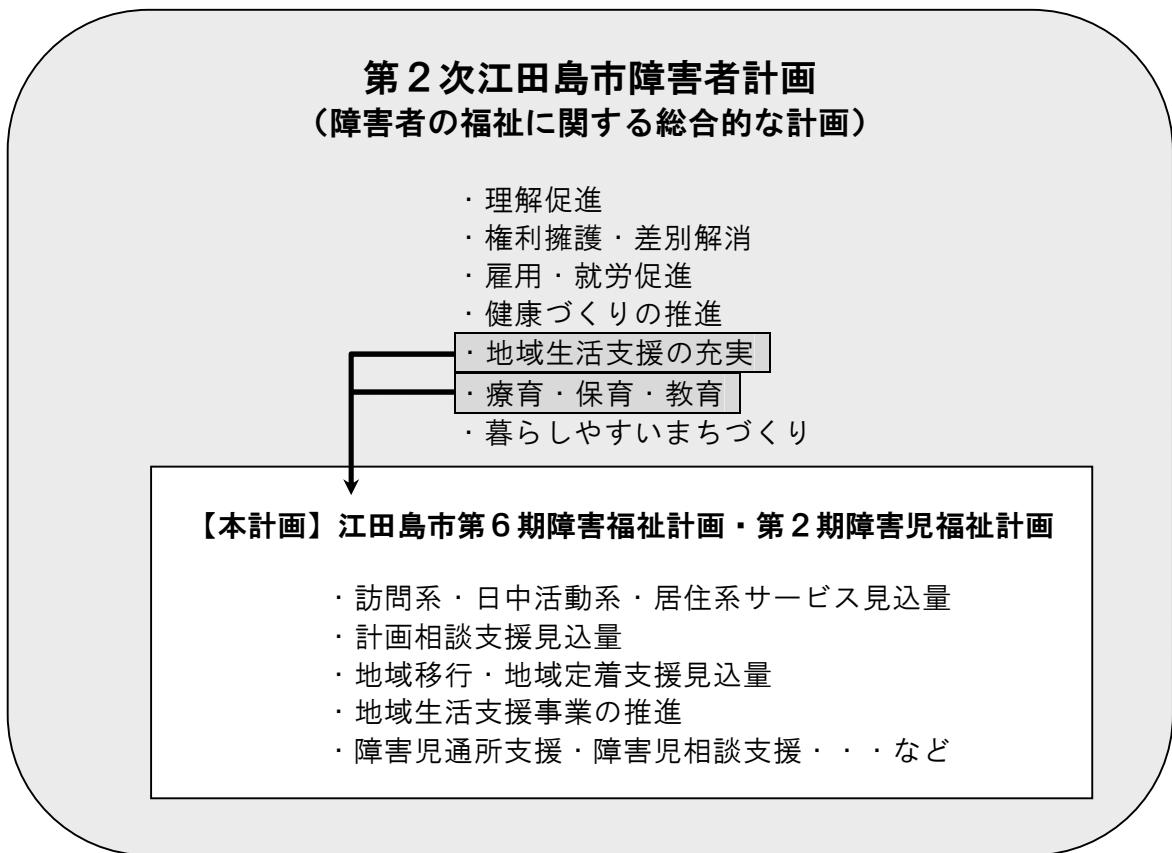
### ○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・各都道府県や各市町村において，サービスの質の向上を図るための体制構築

### 【3】計画の性格

障害者基本法に基づく「第2次江田島市障害者計画」は、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための総合的な計画です。一方、本計画は、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」と、「児童福祉法」に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置付けるものとしており、双方の調和が保たれるよう一体的に策定するものです。

本計画においては、障害福祉及び障害児福祉サービスや地域生活支援事業などの具体的なサービス見込量と、その確保方策を定めます。



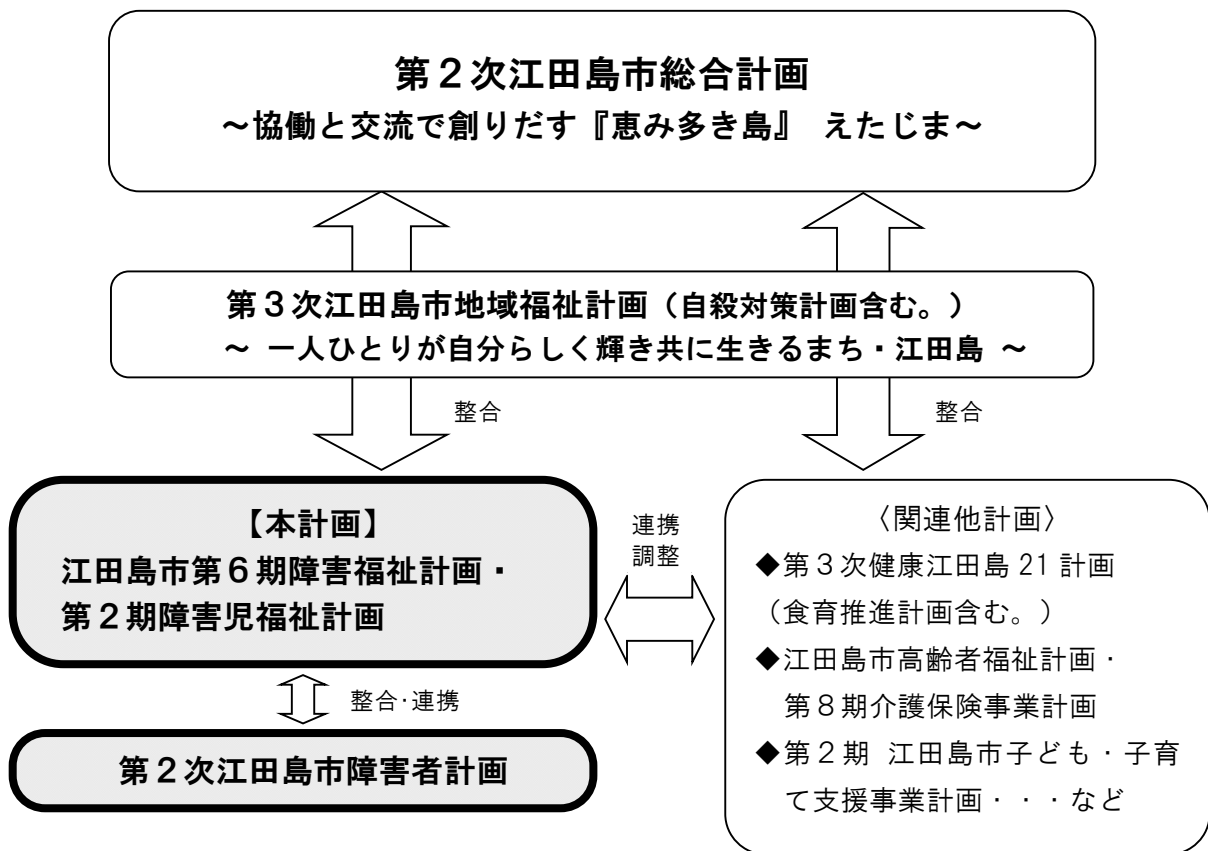


## 【4】本市における計画の位置付け

本計画は、国の地域共生社会の実現に向けた考え方や方針などを踏まえつつ、本市の上位計画である「第2次江田島市総合計画」の方針に基づき、「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」をはじめ関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。

計画の推進に当たっては、各計画との連携や調整を図るとともに、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応できるように配慮します。

【計画の位置付け】



## 【5】計画の期間と策定方法

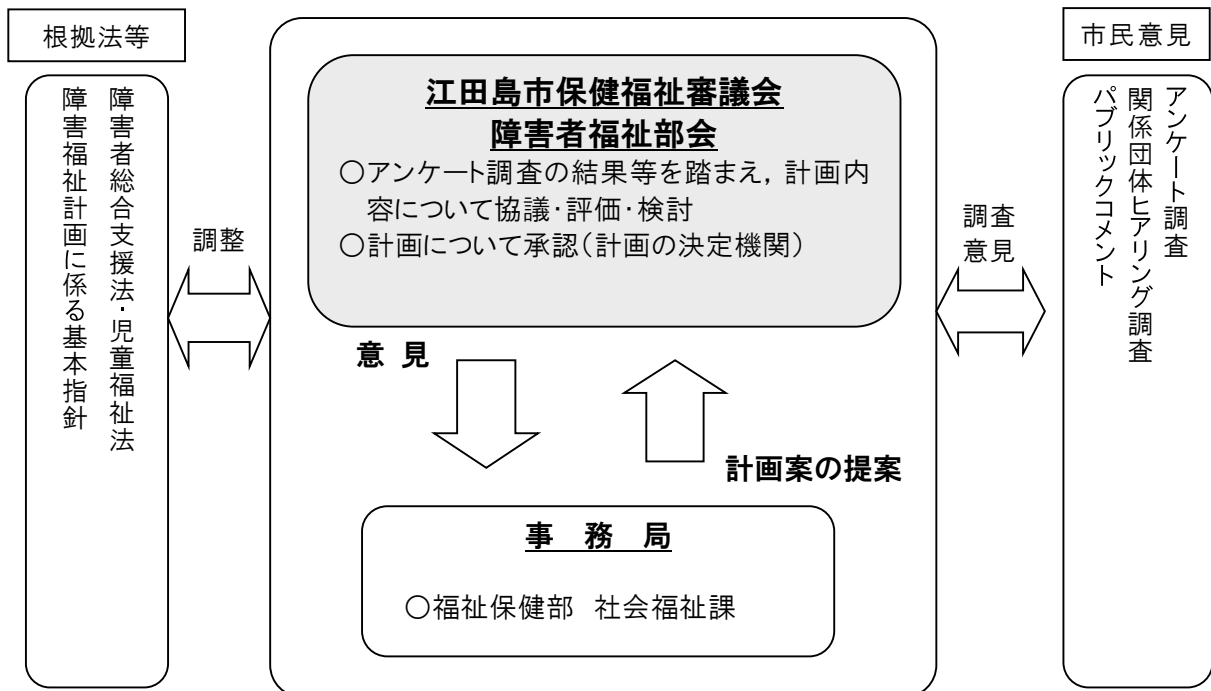
### 1 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者計画	第2次（現行）						第3次		
障害福祉計画	第5期計画			第6期計画（本計画）			第7期計画		
障害児福祉計画	第1期計画			第2期計画（本計画）			第3期計画		

### 2 計画の策定方法

計画の策定に当たっては、障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査等を通じて、市民や関係機関、団体等の実態や意見等を把握するとともに、障害者支援に関わる各種団体や組織の関係者などから構成される「江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会」において、本計画の内容についての協議・評価・検討を行いました。また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



【アンケート調査の概要】

調査対象	市内に住所を有する身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳の所持者及び福祉サービス利用者, 障害児通所支援受給者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和2(2020)年8月
回収状況	配布数 ----- 1,794 件 有効回収数 -- 733 件 有効回収率 -- 40.9%

【ヒアリング調査の概要】

調査対象及び件数	① 障害福祉サービス提供事業所 ② 障害者支援関係団体
調査方法	郵送配布・郵送回収によるヒアリングシート調査
調査時期	令和2(2020)年8月
回収状況	① 15 事業所 ② 5団体

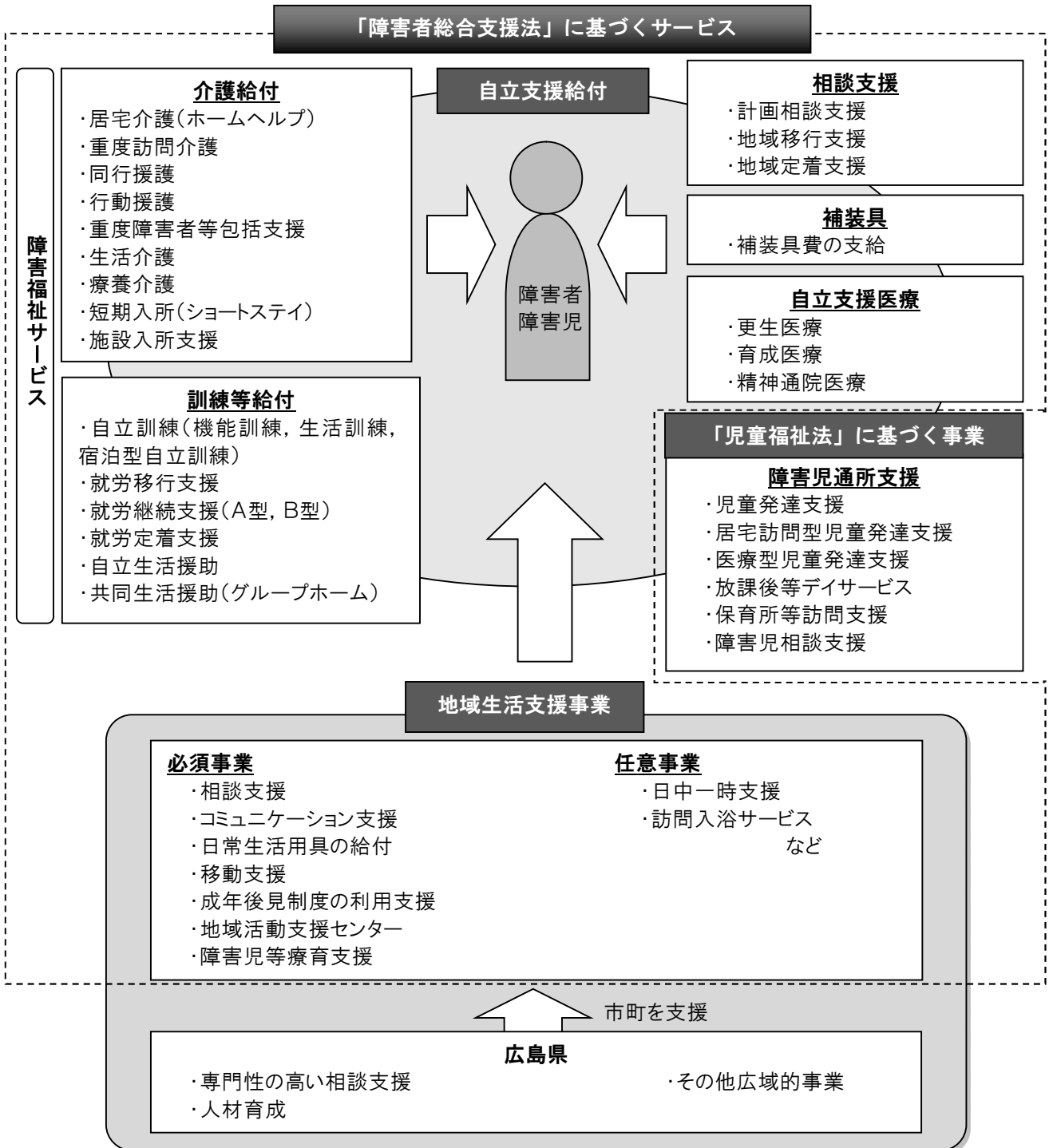
【パブリックコメント実施結果の概要】

周知方法	市ホームページ及び各支所窓口での閲覧
実施時期	令和2(2020)年 12 月 21 日(月)～令和3(2021)年1月 25 日(月)
実施結果	提出された意見はなし

## 【6】計画の対象となる障害福祉サービス

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の個別給付としての「自立支援給付」と、市町村による「地域生活支援事業」に大別されます。

介護給付と訓練等給付の各サービスを総称して「障害福祉サービス」と定義しています。



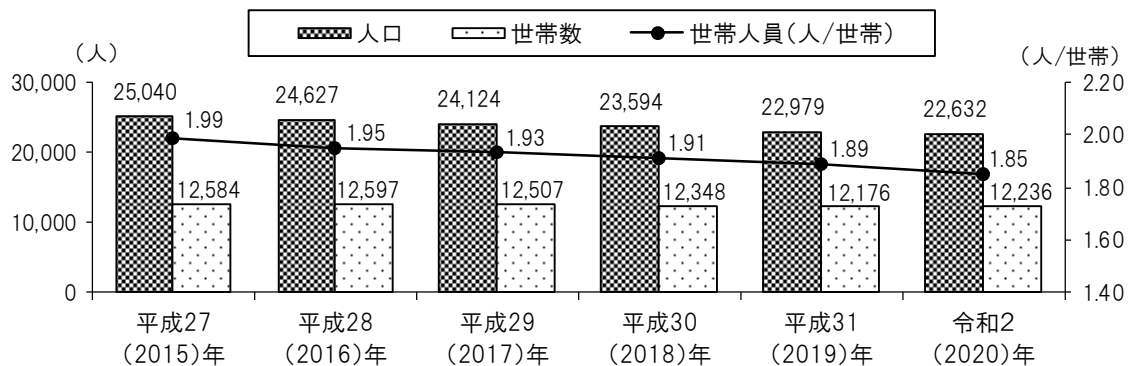
## 第2章 障害者・障害児を取り巻く現状

### 【1】人口の動き

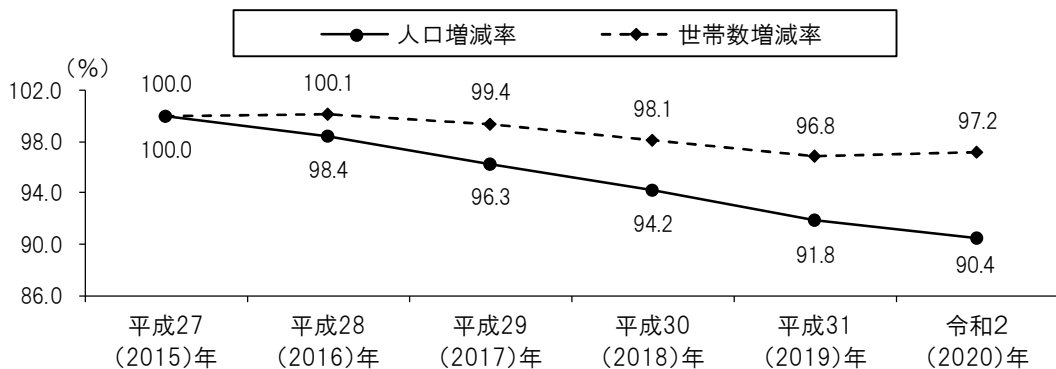
本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和2（2020）年4月1日現在 22,632人（平成27（2015）年を100とした場合90.4）となっています。また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成27（2015）年の1.99人から令和2（2020）年で1.85人と、緩やかに小家族化が進行しています。

本市の高齢化率は、平成27（2015）年の40.9%から令和2（2020）年で44.1%となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、平成27(2015)年を100とした場合の各年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

【年齢別人口の推移】

単位(人)	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	増減率 (%)
18歳未満	2,683	2,529	2,434	2,384	2,283	2,170	80.9
65歳以上	10,229	10,273	10,277	10,192	10,090	9,977	97.5
高齢化率(%)	40.9	41.7	42.6	43.2	43.9	44.1	-

注：増減率は平成27(2015)年を100とした場合の令和2(2020)年の割合を示している。  
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

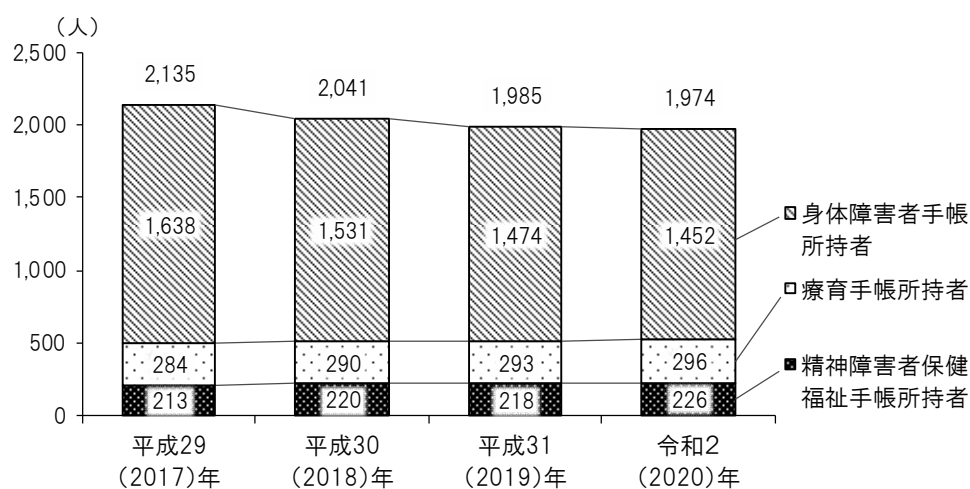
## 【2】障害者の状況

### 1 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、緩やかな減少傾向にあり、令和2（2020）年は1,974人となっています。

手帳の種類別で見ると、令和2（2020）年は「身体障害者手帳所持者」が1,452人と最も多く、全体の7割以上（73.6%）を占めています。「療育手帳所持者」は296人（全体に占める構成比15.0%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は226人（同11.4%）となっています。平成29（2017）年からの推移では、「身体障害者手帳所持者」の減少が目立っています。

【障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 29	平成 30	平成 31	令和2	構成比(%)
	(2017)年	(2018)年	(2019)年	(2020)年	
障害者手帳所持者数 合計	2,135	2,041	1,985	1,974	100.0
身体障害者手帳 所持者	1,638	1,531	1,474	1,452	73.6
療育手帳所持者	284	290	293	296	15.0
精神障害者保健 福祉手帳所持者	213	220	218	226	11.4

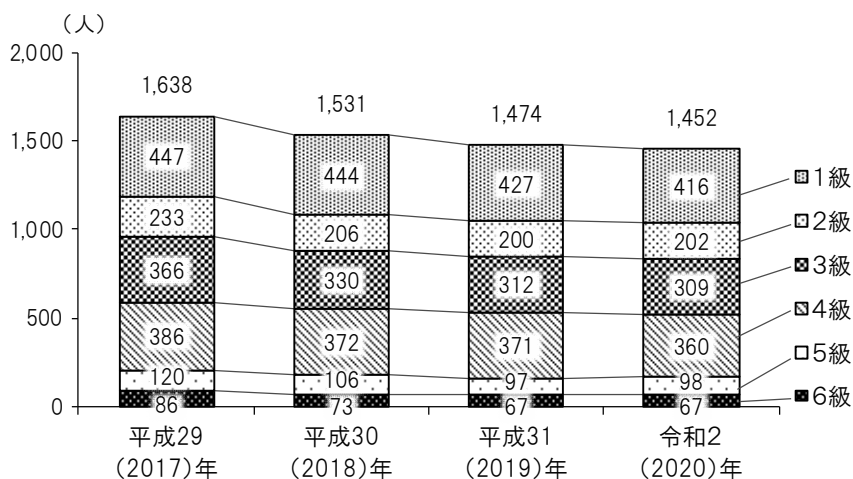
資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

## 2 身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、減少で推移しており、令和2（2020）年は1,452人となっています。

等級別で見ると、令和2（2020）年は「1級」が416人と最も多く、全体の約3割（28.7%）を占めています。次いで「4級」が360人（全体に占める構成比24.8%）、「3級」が309人（同21.3%）の順となっています。年齢別では、65歳以上が8割以上（83.0%）を占め、高齢者の割合が高くなっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	構成比(%)
身体障害者手帳 所持者数合計	1,638	1,531	1,474	1,452	100.0
1級	447	444	427	416	28.7
2級	233	206	200	202	13.9
3級	366	330	312	309	21.3
4級	386	372	371	360	24.8
5級	120	106	97	98	6.7
6級	86	73	67	67	4.6

【年齢別身体障害者手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	構成比(%)
合計	1,638	1,531	1,474	1,452	100.0
18歳未満	10	10	10	10	0.7
18～64歳	289	260	248	237	16.3
65歳以上	1,339	1,261	1,216	1,205	83.0

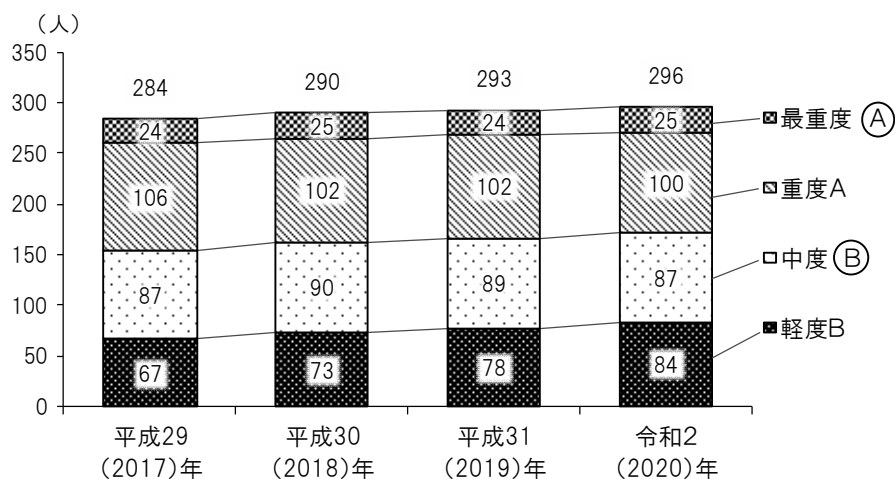
資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

### 3 療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和2（2020）年は296人となっています。

障害程度別で見ると、令和2（2020）年は「重度A」が100人と最も多く、次いで「中度（B）」が87人、「軽度B」が84人、「最重度（A）」が25人の順となっています。また、重度障害者（（A），A）の割合は、42.2%となっています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	構成比(%)
療育手帳 所持者数合計	284	290	293	296	100.0
最重度 (A)	24	25	24	25	8.4
重度A	106	102	102	100	33.8
中度 (B)	87	90	89	87	29.4
軽度B	67	73	78	84	28.4

【年齢別療育手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	構成比(%)
合計	284	290	293	296	100.0
18歳未満	39	39	35	36	12.2
18～64歳	206	211	217	216	73.0
65歳以上	39	40	41	44	14.9

資料：社会福祉課(各年3月31日現在)

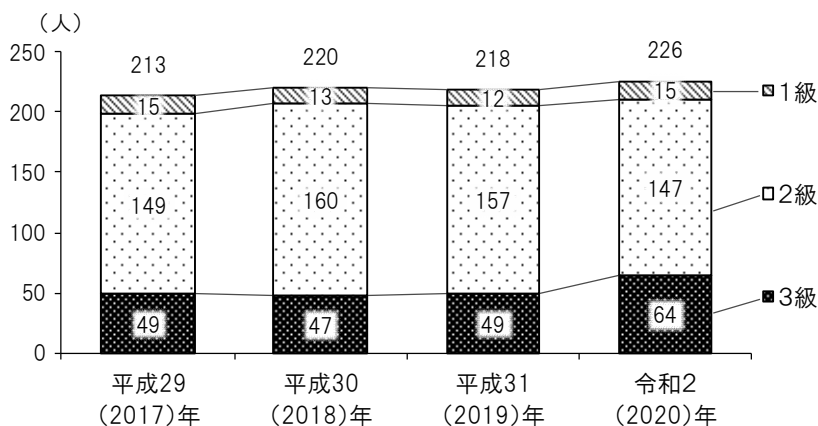


#### 4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、緩やかな増加傾向にあり、令和2（2020）年は226人となっています。

等級別で見ると、令和2（2020）年は「2級」が147人と最も多く、全体の6割以上（65.0%）を占めています。次いで「3級」が64人（全体に占める構成比28.3%）、「1級」が15人（同6.6%）の順となっており、令和2（2020）年では「3級」の増加が目立っています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



単位(人)	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	構成比(%)
	(2017)年	(2018)年	(2019)年	(2020)年	
精神障害者保健福祉手帳所持者数合計	213	220	218	226	100.0
1級	15	13	12	15	6.6
2級	149	160	157	147	65.0
3級	49	47	49	64	28.3

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位(人)	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	構成比(%)
	(2017)年	(2018)年	(2019)年	(2020)年	
合計	213	220	218	226	100.0
18歳未満	9	6	9	9	4.0
18～64歳	149	158	151	156	69.0
65歳以上	55	56	58	61	27.0

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

## 5 自立支援医療受給者の状況

自立支援医療受給者数は、緩やかな増加で推移しており、令和2（2020）年は306人となっています。年齢別では、65歳以上で増加が目立っています。

【自立支援医療受給者数の推移】

単位(人)	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	構成比(%)
合計	279	300	302	306	100.0
18歳未満	20	20	23	19	6.2
18～64歳	204	216	208	212	69.3
65歳以上	55	64	71	75	24.5

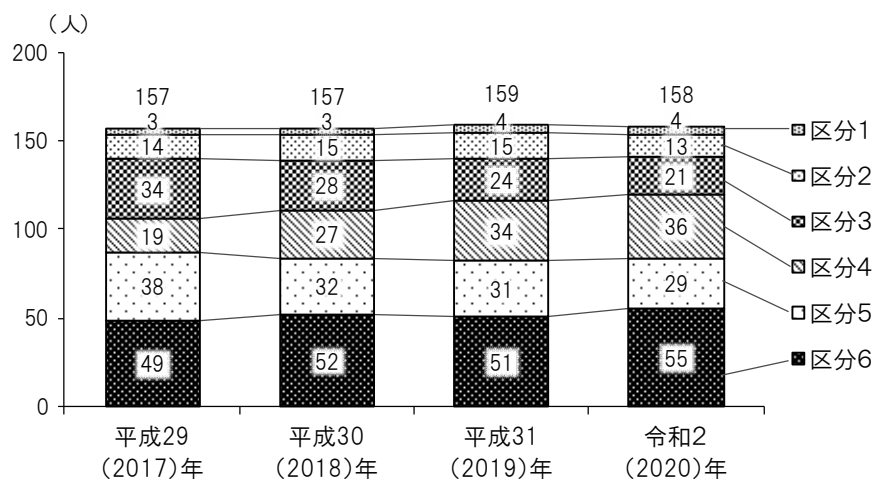
資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

## 6 障害支援区分認定者の状況

本市の障害支援区分認定者数は、おおむね横ばいで推移しており、令和2（2020）年は158人となっています。

区分別でみると、令和2（2020）年は「区分6」が55人と最も多く、次いで「区分4」が36人、「区分5」が29人の順となっており、平成29（2017）年からの推移では、「区分3」が減少し、「区分4」の増加が目立っています。

【障害支援区分認定者数の推移】



単位(人)	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	平成 31 (2019)年	令和2 (2020)年	構成比(%)
合計	157	157	159	158	100.0
区分1	3	3	4	4	2.5
区分2	14	15	15	13	8.2
区分3	34	28	24	21	13.3
区分4	19	27	34	36	22.8
区分5	38	32	31	29	18.4
区分6	49	52	51	55	34.8

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

## 第3章 アンケート結果等からみる本市の課題

### 【1】障害者アンケート調査結果から読み取れる課題

#### 1 障害の状況について

##### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 年齢は、65歳以上で6割以上を占め、80歳以上で約3割を占めている。18歳未満の障害児は1割未満となっている。
- 身体障害者は約8割が65歳以上で、約4割が80歳以上となっている。
- 18歳未満の約8割及び知的障害者の約4割が「発達障害の診断」を受けている。
- 精神障害者の8割以上が「自立支援医療（精神通院）の受給者証」を持っている。
- 身体障害者の3割以上が「介護保険制度の要支援・要介護認定」を受けている。
- 知的障害者の約半数が「障害支援区分認定」を受けている。
- 主な介助者として、身体障害者で「配偶者（夫又は妻）」「子ども」、知的障害者で「父母」「福祉施設の職員・ホームヘルパー」が多い。身体障害者の主な介助者の約半数が70歳以上で、約4割が健康に不安を感じている。
- 介助者の高齢化や、いなくなった場合に必要な支援としては「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」が約6割、次いで「災害時の避難支援」「緊急時の居場所の確保」「一人暮らしや共同生活に慣れるための支援」「相談支援の充実」が求められている。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●障害者及び介助者の高齢化を見据えた支援内容の検討が必要です。</li><li>●障害区分別や年齢、障害特性の違いに配慮した支援内容の検討が必要です。</li><li>●障害者の高齢化や「親亡き後」に備え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援の充実が必要です。</li></ul>
-------	--



#### 2 障害福祉サービスの利用について

##### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在利用している障害福祉サービスは「計画相談支援」「生活介護」「居宅介護（ホームヘルプ）」「施設入所支援」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「短期入所（ショートステイ）」「居宅介護（ホームヘルプ）」「就労移行支援」「移動支援」の順となっている。
- 18歳未満対象では、現在利用している障害福祉サービスは「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「計画相談支援・障害児相談支援」の順に多い。今後利用したい障害福祉サービスは「児童発達支援」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「放課後等デイサービス」の順となっている。

○今後、サービスを利用しやすくするために「どのようなサービスがあるのか、分かりやすく情報を提供してほしい」「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」「申請や手続の方法を分かりやすくしてほしい」「サービスについて気軽に相談できる場所がほしい」などが求められている。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「短期入所」「居宅介護」などの利用ニーズや「就労移行支援」「移動支援」などのサービスへの対応が必要です。18歳未満では、特に発達障害の支援ニーズへの対応が必要です。</li> <li>●障害福祉サービスの内容や申請手続き等に関して、障害の特性に応じた分かりやすい情報提供が求められています。</li> </ul>
-------	--

### 3 住まいや暮らしについて

#### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 自宅（アパートなどを含む。）で一人で暮らしている人は2割未満となっている。身体障害者や精神障害者の約2割が今後一人暮らしを希望している。
- 地域で安心して暮らすために必要な支援としては、「病院や施設、市などが連携して、障害者が地域で安心して暮らせるようにすること」「医療や生活に係る費用の負担が軽減されること」「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」の順に多い。特に身体障害者で「医療ケアを自宅で必要に応じて受けられること」、知的障害者で「病院や施設、市などが連携して、障害者が地域で安心して暮らせるようにすること」、精神障害者で「地域の人が障害について十分に理解してくれること」の割合が高い。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き住み慣れた自宅で生活できるよう、在宅サービスや障害に適した住環境の整備などの充実が必要です。</li> <li>●自立生活を希望する障害者に対して、経済的な負担の軽減や在宅での医療ケアなどが求められています。</li> </ul>
-------	---

## 4 相談について

### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 相談したいこととしては、「自分の体調のこと」「自分や家族の老後のこと」「介助してくれる人の健康や体力のこと」「生活費や収入のこと」の順に多い。特に知的障害者で「緊急時・災害時のこと」、精神障害者で「自分の体調のこと」「生活費や収入のこと」「家族・学校・職場・近所などでの人間関係のこと」などが目立っている。
- 相談先に望むことは、「1か所でどんな相談にも対応できること」「身近な地域で相談できること」「障害の特性に応じて専門の相談ができること」の順に多い。
- 江田島市障害者相談支援事業所「ばすてる」は、約1割が「利用したことがある」、6割が「知らない」と回答している。

今後の課題

- 障害や日常の悩みをいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実とその周知が必要です。

## 5 就労や日中の活動について

### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 現在、障害者の約2割が就労している。知的障害者で「福祉施設・作業所等」で働く人が多い。
- 福祉施設・作業所等から一般就労に移行したいという意向は、およそ3人に1人の割合。
- 未就労者における今後の日中の過ごし方の希望は、「自宅で過ごしたい」が身体や精神障害者に多くみられる。また、知的や精神障害者で「働いて収入を得たい」、知的障害者で「大学、専門学校、職業訓練校などに通いたい」の割合が高い。
- 障害のある人が働きやすくなるために「通勤手段が確保されていること」「障害があっても働ける場所が増えること」「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」「職場で差別がないこと」などが求められている。

今後の課題

- 通勤手段の確保や障害に対応した就労場所の拡充、一般企業の障害者雇用に関する理解促進が必要です。
- 短時間勤務や通院しながらの勤務など柔軟な労働条件の整備、職場における配慮などが求められています。

## 6 理解促進と社会参加について

### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 人とコミュニケーションを取るときに4割が「困ることがある」と回答。特に、知的と精神障害者、発達障害の診断を受けている人、18歳未満の若い人で困る人が多い。
- 人とコミュニケーションを取りやすくするために「ゆっくりと話してほしい」人が非常に多い。
- 4割以上が社会活動に「参加していない」と回答しており、参加しやすくなるためには「一緒に活動する仲間がいること」「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」「施設や公共交通機関のバリアフリー化」などが必要とされている。
- 障害のある人に対する理解については約3割が「進んできた」と感じているものの、半数近くが「進んでいない」と回答している。
- 成年後見制度については、3割が「内容（意味）を知っている」と回答しており、4人に1人が「必要になったときは利用したい」と回答している。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●障害者とのコミュニケーションにおいて、例えば「ゆっくりと話す」ことは、比較的誰にでもできることなので、広く啓発することが必要です。</li><li>●広報等の活用による社会活動に参加する仲間づくりや、バリアフリー化の推進など、社会活動に参加しやすい環境づくりが求められています。</li><li>●障害に対する地域の理解を進めるために、地域の福祉活動等を通して、障害者と地域住民との交流の機会を充実させることが必要です。</li></ul>
-------	---

## 7 災害時のことについて

### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 家族の不在時、近所に助けてくれる人が「いる」人は約3割。「いない」人は約2割だが、特に、近所付き合いが薄い人に多く、また、精神障害者や18歳未満など若い人に「いない」人が多い。
- 災害時は「避難場所の設備や生活環境が不安」「すぐに避難することができない」「必要な医療が受けられない」などに不安が多い。
- 災害時に必要な対策としては、「適切な医療や投薬などが受けられること」「障害者に配慮した避難場所の確保」「避難するときや避難場所での介助者や支援者の確保」の順に多い。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●災害避難場所における移動、食事、着替え等の介助や救援物資、プライバシーの確保、環境変化のリスクなど、障害の特性に配慮した本人への支援をはじめ、家族など介助者に対する支援も必要です。</li><li>●災害や避難の情報に関して、障害の特性に応じた内容や提供手段が求められています。</li></ul>
-------	--

## 8 療育・保育・教育について

### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 子どもの発達不安や障害に気付いたきっかけとしては、家庭内や病院での気づきが多いものの、定期健診も重要な役割を果たしている。
- ほとんどの子どもが学校等へ通所・通学しており、半数は「小学校・中学校・高校」に通っている。
- 放課後や長期休業中の過ごし方（子どもの意向）としては、「家族・親族の誰かと一緒に過ごしたい」が最も多いものの、「放課後等デイサービス・日中一時支援を利用したい」も6割以上を占める。
- 子どもの介助や支援上の不安や悩みとしては、「専門の医療機関や療育機関が少ない」「何かあったときに世話を頼める人がいない」が最も大きな不安となっている。
- 支援が必要な子どものために、「障害の特性や発達に合わせた支援」をはじめ、「子どもの発達について相談できる場所を増やす」「発育や発達上の課題を早期に発見できる体制を充実する」などが求められている。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●障害の早期発見のために、引き続き定期健診等への受診勧奨が必要です。</li><li>●障害児のニーズに合わせた、放課後等デイサービス・日中一時支援の充実が求められています。</li><li>●子どもの障害特性に応じた障害児福祉サービスの提供体制の充実をはじめ、保護者等の精神的負担の軽減に向けた取組の充実や相談支援、家族の交流会などの取組が必要です。</li></ul>
-------	--

## 9 行政の福祉施策について

### 【調査結果の概要（ポイント）】

- 障害のある人が住みやすいまちを作るため、行政が取り組むべきこととして、経済的な支援をはじめ、障害福祉サービスや相談支援体制の充実、災害時の避難支援、移動の利便性向上などが求められている。

今後の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>●福祉分野のみならず多様な関係分野や関係機関との連携、調整を強化し、支援体制を充実させていく必要があります。</li></ul>
-------	--

## 【2】ヒアリング調査結果から読み取れる課題

本計画の策定に当たって、市内の障害福祉サービス提供事業所及び障害者支援関係団体にヒアリング調査を実施しました。ヒアリング調査では次のような現状や課題が指摘されています。（回答内容は、回答者の意図を変えない範囲で要約、整理しているとともに、複数の類似した意見をまとめている場合があります。）

### 1 障害福祉サービス提供事業所ヒアリング調査

#### 【調査概要】

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的として、障害福祉サービス提供事業所に、取組の現状やニーズ等についての御意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2（2020）年8月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 15件

#### 【主な回答】

##### （1）日々のサービス提供活動を行う上で困っていること（問題点や課題）

- ・住環境など支援する側が改善が必要と思っても、利用者本人が問題と思っていない。
- ・障害者の高齢化が進んでいる。介護保険施設へ入所移行するには、現行の法制度上困難な面が多い。障害者支援施設への入所を継続しながら、介護保険施設へ入所待機登録ができるよう行政のガイドラインが欲しい。
- ・家族のニーズと本人に必要なサービスに相違がある場合の調整や説明が困難である。
- ・対応が無理な相談を持ち込まれる。
- ・交通の便の悪い地域の方の受診などへの対応に困っている。
- ・インターネットでのトラブルなど新しい課題ができています。
- ・障害に関する理解がないことで偏見がある。本人自身が困りごとを理解しておらず、支援を拒否される。
- ・家庭環境の複雑な子どもが多い。
- ・利用児の障害のレベルと家族の理解や考え方に差がある。
- ・時間を延長してほしいという要望への対応に困っている。

##### （2）現在提供している障害福祉サービスの動向

- ・今後3年間の予定については、回答があった27件中、「現状維持」が20件、「増やす予定」が7件となっている。



### **(3) 障害福祉サービスが利用しやすくなるために必要だと思うこと**

- ・送迎サービスがあること。
- ・サービス提供事業所が現状少ない。入所や短期入所，自立訓練・生活訓練等のサービスを市内に充実する。
- ・発達障害や医療的ケアの必要な方など専門的に特化したサービスを充実する。
- ・同行援護事業，日中一時支援，移動支援，相談体制の充実と，専門性の高い職員を確保する。
- ・ヘルパーを確保する。
- ・障害者の重度，高齢化に伴い，サービス内容を充実する。
- ・土・日・祝日等でも気軽に相談や交流ができる場を充実する。
- ・作業能力の高い利用者に対する工賃の向上を図る。
- ・当事者，障害者の声に耳を傾け，どのような意見があるのかを把握すること。

### **(4) サービスの質を向上させるために行っている取組**

- ・オンラインによるWEB講座の研修
- ・「人権侵害防止会議」「ケア会議」「事故防止対策会議」「給食会議」などを毎月実施する。
- ・施設内外での研修，カンファレンス，日勤者と夜勤者の申し送り，職員間の情報の共有
- ・職員の資格取得に向けた支援
- ・職員の障害者分野に対する理解を深める勉強会等の開催
- ・人事考課制度（自己目標制度）や自己啓発援助規則の導入
- ・定期的なマニュアルの見直し

### **(5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急事態宣言下で困ったこと**

- ・体調不良の児童生徒を一時的に待機させる場所がない。
- ・どうしてもマスクができない利用者がいる。
- ・新規利用者の施設見学等ができず，サービス利用につながることができなかった。
- ・自宅訪問等も拒否されるケースもあり，本人の状況確認等が難しい。家族からの感染が不安
- ・訪問介護員が感染した場合の担当利用者への対応
- ・外出・行事等の活動制限による利用者のストレス，職員の疲労
- ・就労受託先企業の生産調整による受託量の減少
- ・予防に対する利用者の理解
- ・グループホーム内で発熱者が出た場合の居住スペースの分離
- ・不登校になった子への対応や気を付けても密集してしまう場面があること。
- ・サービス利用について，利用者に確認し自粛する人が多かった。

### **(6) 江田島市の障害福祉の取組について**

- ・江田島市は障害福祉に対してとても熱心
- ・高齢との連携を深め，縦割りの体制を考え直してほしい。
- ・障害者が気軽に利用できるスポーツや交流の場の充実
- ・児童発達支援センターの立ち上げに向けた検討
- ・人材の確保への行政からの支援が欲しい。

## 2 障害者支援関係団体ヒアリング調査

### 【調査概要】

- ・計画策定の基礎資料とすることを目的に、市内の障害者支援関係団体に、取組の現状やニーズ等についての御意見をお伺いした。
- ・実施時期 令和2（2020）年8月
- ・調査方法 郵送配付・郵送回収（ヒアリングシートへの記入依頼）
- ・回収件数 5団体

### （1）日々の活動を行う上で困っていること（問題点や課題）

- ・障害者団体への加入者不足。手帳持参の人か分からないので声掛けができない。
- ・担い手の減少，高齢化
- ・経済的困窮
- ・新しい会員がなかなかできないことや，親の高齢化等で活動が少なくなってきていること。
- ・障害者の地域活動がコロナの影響でできない。

### （2）障害者にとっての江田島市の住みやすさについて

※いずれの回答も住みやすさを「どちらともいえない」と回答し、下記はその理由

- ・交通の便利が悪い。
- ・障害者に対する交通費及び精神障害者に対する通院医療費の助成等がない。
- ・A型とB型の中間的な雇用機関があればよい。
- ・車椅子の人が大集会所へ行けない。
- ・自然があり、住みたいとは思いますが、交通機関の不便さや終の棲家となる施設等や働く所がないので難しい。

### （3）分野別にみた取組の在り方について

【団体にとって重要と思われる分野】

分野（回答件数）	取組主体	主な回答内容
障害への理解と交流の促進（2件）	団体	・加入者を増やす。
	行政との協働	・関係団体と市（行政）との交流機会の充実
権利擁護・差別解消分野（1件）	団体	・差別の解消
	行政との協働	・県などが主催する各障害者の大会への出席 ・成年後見制度の周知等
保健・医療分野（2件）	団体	・高齢化で人数が少ないため取組が難しい。
	行政との協働	・保護者が留守になったときの短期入所可能な施設

分野（回答件数）	取組主体	主な回答内容
雇用・就労分野（3件）	団体	
	行政との協働	・ A型とB型の中間に位置する事業所があれば雇用の充実に寄与できる。
地域における生活支援分野（4件）	団体	・ 多様な交流機会の充実 ・ 相談等への対応
	行政との協働	・ 障害者福祉のサービス，情報提供の充実 ・ 障害者に対する交通費及び精神障害者に対する通院医療費の全額助成
自立と社会参加分野（1件）	団体	・ スポーツの振興
	行政との協働	・ 使用場所の許可
療育・保育・教育分野（1件）	団体	・ 相談等があった場合に話をすることはできるが，なかなか障害を認めることができない人が多い。
	行政との協働	・ 早期発見 ・ 個人情報等もあり，行政が働き掛けていただきたい。

## 第4章 第5期計画の進捗状況

### 【1】成果目標の進捗状況

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和2（2020）年度末までに、平成28（2016）年度末時点の福祉施設入所者59人のうち2人（3.4%）を削減目標としていましたが、令和元（2019）年度末では施設入所者削減数が5人（8.5%）となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	59人 (基準値)	—	—
②令和2(2020)年度末の施設入所者数	57人	54人	—
③施設入所者の削減見込み(①-②)	2人	5人	—
④施設入所者の削減割合(③/①)	3.4%	8.5%	①から2%以上削減
⑤令和2(2020)年度末の施設入所からの地域生活移行者数	5人	0人	—
⑥地域生活移行率(⑤/①)	8.5%	0.0%	①の9%以上

#### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	各市町に協議の場を設置

### 3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、令和元（2019）年度末では未整備となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所	0か所	各市町に少なくとも1か所を整備

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、令和2（2020）年度末において5人を目標としていますが、令和元（2019）年度末では3人となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	3人 (基準値)	—	—
②令和2(2020)年度末時点の福祉施設から一般就労への移行者数	5人	3人	—
③一般就労移行割合(②/①)	1.7倍	1.0倍	①の1.5倍以上

#### (2) 就労移行支援事業の利用者数

令和2（2020）年度の就労移行支援事業の利用者を5人とすることを目標としていますが、令和元（2019）年度末では2人となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①平成28(2016)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	3人 (基準値)	—	—
②令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業の利用者数	5人	2人	—
③利用者数の増加割合(②/①-1)	66.7%	-33.3%	①の2割以上増加

### (3) 就労移行支援事業所の就労移行率

本市においては、就労移行支援事業所が1か所ありますが、就労移行率3割以上は未達成となっています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和2(2020)年度末時点の就労移行支援事業所数	1か所	1か所	—
②令和2(2020)年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数	0か所	0か所	—
③令和2(2020)年度末時点の就労移行率が3割以上の事業所数が全事業所数に占める割合(②/①)	0.0%	0.0%	①の5割以上

### (4) 就労定着支援事業による職場定着率

令和元(2019)年度の就労定着支援の新規利用者は1人となっており、支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることを目標としています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和元(2019)年度中の就労定着支援の新規利用者数	1人	1人	—
②上記のうち、支援開始1年後の職場定着率	—	—	①の8割以上

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

本市では、児童発達支援センター及び重症心身障害児に対応した事業所は未設置となっています。医療的ケア児支援のための協議の場を設置しています。

	令和2(2020)年度末の目標数値	令和元(2019)年度末の進捗状況	国の基本指針
①令和2(2020)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	0か所	各市町に少なくとも1か所以上設置
②令和2(2020)年度末までの保育所等訪問支援体制の整備	整備済み	未整備	各市町に利用できる体制を構築
③令和2(2020)年度末までの主に重症心身障害児に対応した事業所数	広域連携	0か所	各市町に少なくとも1か所以上確保
④医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	設置	各市町に協議の場を設置

## 【2】障害福祉サービス等の進捗状況

### 1 訪問系サービス

居宅介護は、利用者数、利用時間数共に計画値を下回っています。

重度訪問介護の利用者数は計画値を上回っていますが、利用時間数は計画値を大きく下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
居宅介護	利用者数/月	23	24	25	22	21	15
	利用時間数/月	210	219	228	193	188	131
重度訪問介護	利用者数/月	1	1	1	2	2	2
	利用時間数/月	80	80	80	6	10	14
同行援護	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	利用時間数/月	4	4	4	0	0	0
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数/月	25	26	27	24	23	17
	利用時間数/月	294	303	312	199	198	145

注：令和2(2020)年度は令和2(2020)年5月実績分(以下同様)

## 2 日中活動系サービス

生活介護の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

就労移行支援及び就労継続支援（A型）は、利用者数、利用日数共に計画値を下回っていますが、就労継続支援（B型）の利用者数はおおむね計画どおりです。

療養介護の利用者数はおおむね計画どおりですが、短期入所（福祉型）の利用者数は計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
生活介護	利用者数/月	90	90	90	90	96	87
	利用日数/月	1,900	1,900	1,900	1,807	1,929	1,755
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	利用日数/月	22	22	22	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	1	1	1	1	2	1
	利用日数/月	20	20	20	16	17	10
就労移行支援	利用者数/月	4	5	5	2	3	4
	利用日数/月	80	100	100	31	43	61
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	30	33	36	25	24	23
	利用日数/月	633	696	759	487	467	438
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	58	58	58	60	57	58
	利用日数/月	1,079	1,079	1,079	1,048	1,002	989
就労定着支援	利用者数/月	0	1	1	0	0	1
療養介護	利用者数/月	12	12	12	13	12	12
	利用日数/月	-	-	-	384	363	368
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	4	4	5	6	7	3
	利用日数/月	33	33	41	31	52	44
短期入所 (医療型)	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	利用日数/月	3	3	3	0	0	0



### 3 居住系サービス

施設入所支援の利用者数は計画値を下回っていますが、共同生活援助（グループホーム）の利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	1	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	22	22	22	23	27	23
	市内の定員 総数見込み	10	10	10	10	10	20
施設入所支援	利用者数/月	58	58	57	57	54	55

### 4 相談支援

計画相談支援の利用者数は増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
計画相談支援	利用者数/月	43	44	45	73	94	69
地域移行支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	利用者数/月	1	1	1	0	0	0

## 5 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

日常生活用具給付等事業については、介護・訓練支援用具の利用件数はおおむね計画どおりですが、自立生活支援用具の件数は増加しており、計画値を上回っています。また、排泄管理支援用具の件数は減少しており、計画値を下回っています。

移動支援事業は、利用者数、利用時間数共に計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値			
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	2	2	2	2	2	
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	無	無	
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	1	1	1	0	0	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/月	1	1	1	1	2	0
	手話通訳者設置事業	設置人数/月	0	0	1	0	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	3	3	3	4	3	0
	自立生活支援用具	利用件数/年	3	3	3	4	7	0
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	5	5	5	4	3	1
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	4	4	4	0	3	0
	排泄管理支援用具	利用件数/年	810	820	820	797	777	335
	居宅生活動作補助用具(住宅改修)	利用件数/年	1	1	1	0	2	0
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	10	10	10	10	10	0	
移動支援事業	利用者数/月	3	3	4	2	2	1	
	利用時間数/月	30	30	40	21	23	3	
地域活動支援センター(市内)	か所数	0	0	0	0	0	0	
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0	
地域活動支援センター(市外)	か所数	0	0	0	0	0	0	
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0	

## (2) 任意事業

日中一時支援事業は、利用者数、利用日数共に計画値を上回っています。  
訪問入浴サービスの利用者数は増加傾向にあり、計画値を上回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
福祉ホーム	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	利用者数/月	17	18	20	21	23	21
	利用日数/月	75	85	95	92	97	75
訪問入浴サービス	利用者数/月	1	1	1	1	2	2
自動車運転免許取得費	利用者数/年	1	1	1	0	0	0
自動車改造費助成事業	利用者数/年	1	1	1	0	2	0

## 6 障害児通所支援等

児童発達支援の利用者数は減少傾向にあり、計画値を下回っています。  
放課後等デイサービスは、利用者数、利用日数共に計画値を上回っています。  
障害児相談支援の利用者数は、計画値を下回っています。

サービス種類	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
児童発達支援	利用者数/月	38	40	43	38	28	17
	利用日数/月	200	225	250	183	158	94
医療型児童 発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数/月	50	53	53	63	65	60
	利用日数/月	490	520	520	500	560	603
保育所等 訪問支援	利用者数/月	1	1	1	0	1	0
	利用日数/月	1	1	1	0	1	0
居宅訪問型児童 発達支援	利用者数/月	0	0	1	0	0	0
	利用日数/月	0	0	3	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	22	23	24	17	18	25
医療的ケア児に 対する関連分野の 支援を調整する コーディネーター 配置数	人/年	0	1	1	0	0	0

## 7 障害児の子ども・子育て支援等

利用者数は、いずれも計画値を上回っています。

種別	単位	第5期計画値			第5期実績値		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
保育園	利用者数/月	1	1	1	3	3	2
認定こども園	利用者数/月	2	2	2	3	3	3
放課後児童 健全育成事業	利用者数/月	6	6	6	9	9	9

## 第5章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念

本市における、福祉分野の上位計画である「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」では、その基本理念を「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」と掲げています。この理念は、少子高齢化や小世帯化の進行、住民の支え合い意識の低下などをはじめとする様々な地域課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「地域共生社会の実現」と、公的サービスの提供のみならず、地域住民による支え合い、助け合い活動の活発な展開による福祉のまちづくりを目指すものです。

本計画における基本理念は、「地域共生社会の実現」を目指す福祉分野関連計画の基本理念と同一化することとしており、第5期計画に引き続き「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」という基本理念を継続します。

本計画においては、この基本理念に基づき市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等関係機関が行政と協働し、地域全体で障害者福祉施策の総合的な推進を図り、全ての障害者が自分らしく輝けるまちづくりを目指します。

#### ● 本計画の基本理念 ●

---

**一人ひとりが自分らしく輝き  
共に生きるまち・江田島**

---

## 【2】計画策定の視点

---

### 1 「地域共生社会」の実現に向けた取組

---

本市では、福祉分野の上位計画である「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」において、高齢者、障害者、子育て家庭など、制度や分野による「縦割り」や「支える側と支えられる側」といった関係を超えて、地域住民や地域の団体など、多様な主体がお互いに地域を支えていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

支援を必要とする障害者が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や福祉関係者などによる把握及び社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携により、解決が図られる仕組みづくりが必要です。

「地域共生社会」の実現に向けて、インフォーマルサービスの充実をはじめ、地域福祉の具体的活動を促進するとともに、縦割りの制度を超えた柔軟なサービスの確保に向けた体制づくりを推進します。

---

### 2 地域における生活の維持及び継続の推進

---

障害者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備をはじめ、障害の特性や生活の実態に応じた障害福祉サービスの適切な利用促進に努めるとともに、自立した地域生活への移行を促進します。また、障害者やその家族が、必要なときに適切な支援が受けられる相談支援体制の充実を図るとともに、分かりやすい情報提供の充実に努めます。

さらに、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう、精神障害にも対応した住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

---

### 3 発達障害者等支援の一層の充実

---

アンケート調査では、18歳未満の約8割及び知的障害者の約4割が「発達障害の診断」を受けており、特に、18歳未満では発達障害の支援ニーズへの対応が重要となっています。子どもの発達の不安や障害に気付いたきっかけとしては、家庭内や病院での気付きが多いものの、定期健診も重要な役割を果たしています。

定期健診の受診を促進し、発達の遅れや障害の早期発見、早期治療の推進を図り、早期療育につなげるとともに、障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関との連携による総合的な支援を推進します。

また、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保やペアレントプログラム、ペアレントトレーニングなど、発達障害者の家族等に対する支援体制の充実について、広域的に、あるいは近隣市町との連携を踏まえ、今後、検討を進めます。

さらに、児童発達支援センターについては、ヒアリング調査でもその設置が求められています。地域における障害児の重層的な支援体制の構築に向けて、関係機関との協議を踏まえ、今後、検討を進めます。

---

## 4 障害福祉サービスの質の確保

---

障害福祉サービスの質を確保しながら、より円滑に、適切に提供できるよう、サービス提供事業者等に対して、定期的に実地指導を実施するとともに、研修体制の充実やサービス提供の現状について情報収集に努めます。

---

## 5 福祉人材の確保

---

障害福祉サービスの質の確保に当たっては、福祉人材の確保と資質の向上に向けた取組が重要です。しかし、介護従事者等の福祉人材は、処遇等により離職率も高く、その確保は全国的な課題となっています。本市では、社会福祉協議会をはじめ、広島県立大柿高等学校及び広島国際大学と締結した「医療・福祉・介護分野における人材育成事業に関する包括連携協定」により、連携して人材育成事業に取り組んでいます。

今後は、この協定を活用し、福祉人材の確保を図るとともに、福祉による地域の活性化及び地域振興を図ります。

## 第6章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

### 【1】成果目標の設定

#### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元（2019）年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5（2023）年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

#### ■国の基本指針■

- 〔1〕令和元（2019）年度末時点の施設入所者6%以上が地域生活に移行する。
- 〔2〕令和5（2023）年度末の施設入所者数を、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

#### ■本市の目標■

##### （1）施設入所者の地域移行

令和元（2019）年度末時点の施設入所者数54人に対して、令和5（2023）年度末までに4人（7.4%）が地域で暮らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者数	54人	・令和元（2019）年度末時点の入所者数（A）
施設入所者の地域移行者数	4人	・令和5（2023）年度末までの地域移行者数（B）
地域生活移行率	7.4%	（B/A）

##### （2）施設入所者の削減

令和元（2019）年度末時点の施設入所者数54人に対して、令和5（2023）年度末までに施設入所者数を2人（3.7%）減らすことを目指します。

項目	数値	備考
施設入所者の削減数	2人	・令和5（2023）年度末時点での削減見込者数（C）
施設入所者の削減割合	3.7%	・令和元（2019）年度末時点の入所者数（A）からの削減割合（C/A）



### 目標達成に向けた取組方策

- 地域生活への移行の促進に当たっては、現在の施設入所者の地域生活への移行と、新たな施設入所希望者については、個々のニーズに応じて住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、地域生活における様々な支援を提案します。
- 障害者の悩みや生活課題など、多様な相談への対応をはじめ、福祉サービスの適切な提供と利用促進、また、希望する場所で暮らすことができるよう、住まいの確保など、様々な生活支援策を講じます。

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### ■国の基本指針■

- 〔1〕令和5（2023）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
- 〔2〕令和5（2023）年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とし、実施回数について、年間の見込み数を設定する。

### ■本市の目標■

	令和5 (2023)年度
(1) 令和5（2023）年度末までの地域生活支援拠点等の整備か所数	1か所
(2) 地域生活支援拠点等（システム）が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数（回/年）	1回/年

### 目標達成に向けた取組方策

- 地域自立支援協議会などにおいて、複数の障害福祉サービス事業所などが連携し、分担して機能を担う体制により、多職種、多機関が連携し、障害者の地域生活を支援できるシステムの充実を図ります。

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### ■国の基本指針■

##### 【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標】

- 〔1〕福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 〔2〕上記〔1〕のうち、就労移行支援事業から、令和5（2023）年度中に移行する者の目標値は、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- 〔3〕上記〔1〕のうち、就労継続支援A型事業から、令和5（2023）年度中に移行する者については、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.26倍以上を目指す。
- 〔4〕上記〔1〕のうち、就労継続支援B型事業から、令和5（2023）年度中に移行する者については、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績のおおむね1.23倍以上を目指す。

#### ■本市の目標■

##### （1）一般就労への移行

令和5（2023）年度末までに6人が一般就労することを目指します。

##### （2）就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

就労移行支援事業利用者から、令和5（2023）年度末までに2人が一般就労することを目指します。

##### （3）就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援A型事業利用者から、令和5（2023）年度末までに2人が一般就労することを目指します。

##### （4）就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数

就労継続支援B型事業利用者から、令和5（2023）年度末までに2人が一般就労することを目指します。

	令和元 (2019)年度	令和5 (2023)年度	移行割合 (国の指針)
(1) 一般就労への移行	3人	6人	2.00倍 (1.27倍)
(2) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人	2.00倍 (1.30倍)
(3) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人	2.00倍 (1.26倍)
(4) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	2人	2.00倍 (1.23倍)

■国の基本指針■

【就労定着支援事業に関する目標】

〔5〕令和5（2023）年度末までにおける就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

〔6〕就労定着支援事業所のうち、就労定着率\*が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※【就労定着率】過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

■本市の目標■

（5）就労定着支援事業の利用者数

令和5（2023）年度に一般就労に移行する6人のうち5人の就労定着支援利用者数を目指します。

	令和5 (2023)年度	移行割合 (国の指針)
（5）就労定着支援事業の利用者数	5人	83.3% (70.0%)

（6）就労定着支援事業所の設置

令和5（2023）年度末までに、就労定着支援事業所の設置を目指します。

	令和5 (2023)年度
（6）①就労定着支援事業所のか所数	1か所
（6）②上記①のうち就労定着率が8割以上の事業所数	1か所
（6）③就労定着率8割以上の事業所の割合	100.0% (70.0%以上)

目標達成に向けた取組方策

○障害者の経済的自立と社会参加に向けて、関係機関との連携を強化し、事業所などへの啓発を推進し、雇用の拡大を図ります。

○障害者が、希望に応じて就労し収入を得られるよう、就労継続支援事業の充実を図るとともに、継続して働くことができる環境づくりに努めます。

#### 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。

##### ■国の基本指針■

- 〔1〕市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- 〔2〕保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- 〔3〕協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- 〔4〕現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- 〔5〕現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- 〔6〕現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- 〔7〕現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。

##### ■本市の目標■

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3回	3回	3回
(2) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数		12人	12人	12人
(3) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	1回	1回	1回
	評価	1回	1回	1回

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(4) 精神障害者の地域移行支援	1人/月	1人/月	1人/月
(5) 精神障害者の地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
(6) 精神障害者の共同生活援助	4人/月	4人/月	4人/月
(7) 精神障害者の自立生活援助	0人/月	0人/月	0人/月

令和5（2023）年度末の精神科病院長期入院患者の地域移行に伴う、地域の精神保健医療体制の基盤整備量（利用者数）については、県が算定した5人とします。

目標達成に向けた取組方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の地域移行促進のために、地域自立支援協議会などの既存の協議会を活用した協議の場を構築します。</li> <li>○自立生活援助については、現状、本市に事業所がないことと、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。</li> </ul>

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### ■国の基本指針■

- [1] 令和5（2023）年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする（市町村の単独設置が困難な場合は圏域での設置も可）。
- [2] 令和5（2023）年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする（児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等）。
- [3] 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（市町村の単独設置が困難な場合は圏域での設置も可）。
- [4] 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする（市町村の単独設置が困難な場合は圏域での設置も可）。
- [5] 令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可）。
- [6] 令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とし、必要となる配置人数を見込む（市町村の単独設置が困難な場合は都道府県関与の上で圏域設置も可）。

### ■本市の目標■

	令和5 (2023) 年度
(1) 児童発達支援センターの設置数	呉圏域で設置
(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	呉圏域で設置
(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	呉圏域で設置
(4) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	呉圏域で設置
(5) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	本市単独で設置
(6) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	本市単独で設置

### 目標達成に向けた取組方策

- 地域における障害児の重層的な支援体制の構築に向けて、地域自立支援協議会などにおける検討を踏まえ、保育所等訪問支援も兼ね備えた児童発達支援センターについては、呉圏域での設置に努めます。
- 主に重症心身障害児に対応した事業所の確保については、呉圏域である呉市との連携により、既存の施設を活用します。
- 医療的ケア児支援のために、地域自立支援協議会などで検討し、保健・医療・障害福祉・療育・保育・教育等の関係者による協議の場の設置に努めます。

### 【参考／圏域の設定】

広島県では、市町の単独ではなく、広域的に実施する必要がある各種施設やサービスを整備するため「障害者総合支援法」に規定する「当該都道府県が定める区域」となる、7つの「障害保健福祉圏域」を設定しています。本市は「呉障害保健福祉圏域」に属します。

圏域名	市町名	市町数
広島障害保健福祉圏域	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町	8
広島西障害保健福祉圏域	大竹市, 廿日市市	2
<b>呉障害保健福祉圏域</b>	<b>呉市, 江田島市</b>	<b>2</b>
広島中央障害保健福祉圏域	東広島市, 竹原市, 大崎上島町	3
尾三障害保健福祉圏域	三原市, 尾道市, 世羅町	3
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市, 府中市, 神石高原町	3
備北障害保健福祉圏域	三次市, 庄原市	2

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### ■国の基本指針■

令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

- 〔1〕 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- 〔2〕 ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。  
②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。  
③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数を見込む。

### ■本市の目標■

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施	実施	実施
(2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
(2) ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
(2) ③地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	12回	12回	12回

#### 目標達成に向けた取組方策

- 相談支援事業所が連携するための取組を支援します。
- 関係機関と連携して、相談支援専門員の確保と質の向上に向けた取組を進めます。



## 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### ■国の基本指針■

令和5（2023）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- 〔1〕都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- 〔2〕障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

### ■本市の目標■

		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数		2人	2人	2人
(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制有無	—	—	有
	実施回数	—	—	1回

#### 目標達成に向けた取組方策

- 職員の資質向上を図るため、研修等への参加を促進します。
- 適切なサービスの提供を行う観点から、支援計画の質の向上に向けた取組を進めます。

## 8 発達障害者等に対する支援

### ■国の基本指針■

- [1] 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- [2] 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- [3] 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

### ■本市の目標■

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	5人	5人	5人
(2) ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
(3) ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人

### 目標達成に向けた取組方策

- アンケート調査結果では「障害のある人やその家族など、同じ立場の人に相談ができること」に対するニーズは、知的障害者や精神障害者で高くなっています。今後、ピアサポート活動の内容を分かりやすく周知し、活動を促進する体制の整備に努めます。
- 本市では、ピアサポーター等の支援者の養成や配置は実施していませんが、障害のある仲間同士が気軽に集まり、お互いの障害を理解し交流を深め、協力しながらレクリエーションなどを行う場としてのサロンを、1か月に1回程度開催しており、毎回一定程度の参加がみられます。今後も、サロンの開催を継続しながら、ピアサポーター等の支援者の養成や配置の検討を進めます。

## 【2】第6期障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害者を取り巻く現状の変化や第5期計画期間の利用実績、アンケート調査結果における障害者ニーズの分析などを踏まえて、次のとおり設定します。

### 1 訪問系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
居宅介護	利用者数/月	22	21	15	21	22	22
	利用時間数/月	193	188	131	188	199	199
重度訪問介護	利用者数/月	2	2	2	2	2	2
	利用時間数/月	6	10	14	10	10	10
同行援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用時間数/月	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数/月	24	23	17	23	24	24
	利用時間数/月	199	198	145	198	209	209

注：令和2(2020)年度は令和2(2020)年5月実績分(以下同様)

確保の方策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設や病院などから地域生活に移行する人や重度の障害者が地域で安心して生活できるよう、訪問系サービスの充実に努めます。</li> <li>○介護人材育成事業や奨学金免除制度などの周知を行い、ヘルパー等人材を確保し、より質の高いサービスを提供できるよう努めます。</li> <li>○重度障害者等包括支援については、現状、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。</li> </ul>

## 2 日中活動系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	利用者数/月	90	96	87	96	96	96
	利用日数/月	1,807	1,929	1,755	1,929	1,929	1,929
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	1	2	1	2	2	2
	利用日数/月	16	17	10	17	17	17
就労移行支援	利用者数/月	2	3	4	3	4	4
	利用日数/月	31	43	61	48	60	64
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	25	24	23	24	25	25
	利用日数/月	487	467	438	470	480	487
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	60	57	58	58	59	60
	利用日数/月	1,048	1,002	989	1,017	1,032	1,047
就労定着支援	利用者数/月	0	0	1	1	1	5
療養介護	利用者数/月	13	12	12	12	13	13
	利用日数/月	384	363	368	363	390	390
短期入所 (福祉型)	利用者数/月	6	7	3	7	7	7
	利用日数/月	31	52	44	52	52	52
短期入所 (医療型)	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0

### 確保の方策

- 生活介護や自立訓練については、障害者の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切な利用促進と情報提供に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援については、自立支援に向けた日中活動の主要サービスの1つとして新規利用を促進し、一般就労へ移行できるよう、企業への障害者雇用拡大に向けた働き掛けを行います。
- 短期入所については、必要に応じて利用できるよう、既存の事業者へ提供体制の充実を求め、新規事業者の参入促進に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）及び短期入所（医療型）については、現状、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

### 3 居住系サービス

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立生活援助	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	23	27	23	27	27	27
	市内の定員 総数見込み	10	10	20	20	20	20
施設入所支援	利用者数/月	57	54	55	54	53	52

#### 確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、地域生活への移行を進めるための重要な施設の1つであることから、引き続き地域の理解を深めながら、事業者による整備を促進します。
- 施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。
- 自立生活援助については、現状、これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが、ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

## 4 相談支援

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	利用者数/月	73	94	69	94	94	94
地域移行支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数/月	0	0	0	1	1	1

### 確保の方策

- 計画相談支援については、サービス利用計画などの作成に関する支援を充実させるため、相談支援専門員の育成や負担軽減に努め、サービス提供事業所などと連携を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、障害者やその家族が地域で安心して生活できるよう、必要な時に適切な支援が受けられる事業所の体制の充実を図るとともに、支援が必要な方へサービスの情報提供を行います。

## 5 地域生活支援事業（必須事業）

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量			
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	か所数	2	2	2	2	2	
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業	利用件数/年	0	0	1	1	1	1	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数/月	1	2	0	2	2	2
	手話通訳者設置事業	設置人数/月	0	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数/年	4	3	0	1	1	1
	自立生活支援用具	利用件数/年	4	7	0	1	1	1
	在宅療養等支援用具	利用件数/年	4	3	1	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	利用件数/年	0	3	0	1	1	1
	排泄管理支援用具	利用件数/年	797	777	335	700	700	700
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	利用件数/年	0	2	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	10	10	0	10	10	10	
移動支援事業	利用者数/月	2	2	1	2	2	2	
	利用時間数/月	21	23	3	20	20	20	
地域活動支援センター（市内）	か所数	0	0	0	0	0	0	
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0	
地域活動支援センター（市外）	か所数	0	0	0	0	0	0	
	利用者数/月	0	0	0	0	0	0	

【地域生活支援事業のサービス概要】

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	障害者等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、地域の相談支援事業者等からの相談に応じ、専門的な指導・助言、情報収集・提供などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害者の権利を擁護するため、判断能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に、後見人等の報酬等必要となる経費の全部又は一部について助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、意思疎通の円滑化を図るための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修費を給付すること等により、自立した生活を促進します。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	地域における自立生活や社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な障害者等について、外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター	地域活動支援センターにおいて、地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動や生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図り、障害者等の地域における生活支援を促進します。



## 確保の方策

- 「理解促進研修・啓発事業」については、市民に対して広く障害や障害者への理解を深めるため、広報活動などを中心に実施します。
- 「相談支援事業」については、障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うもので、障害者の多様な相談ニーズに的確に対応できるよう、また、障害者が自らサービスを適切に選択できるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 「成年後見制度利用支援事業」については、関係機関と連携して実施します。「成年後見制度法人後見支援事業」については、今後、障害者のニーズなどを見極めながら、実施についての検討を進めます。
- 「意思疎通支援事業」については「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」及び「手話奉仕員養成研修事業」を実施するとともに、引き続き手話通訳者の設置に努めます。
- 「日常生活用具給付等事業」については、障害者の日常生活のニーズに応じた用具を、適切に給付できるよう努めます。
- 「移動支援事業」については、利用者の状況を把握しながら、サービスが提供できる事業所の確保に努めます。
- 「地域活動支援センター」は、障害者が通い、地域の実情に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するサービスです。本計画期間内において実施は予定していませんが、今後、障害者のニーズなどを見極めながら、実施についての検討を進めます。

## 6 任意事業

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
福祉ホーム	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	利用者数/月	21	23	21	23	23	23
	利用日数/月	92	97	75	97	97	97
訪問入浴サービス	利用者数/月	1	2	2	2	2	2
自動車運転免許取得費	利用者数/年	0	0	0	0	0	0
自動車改造費助成事業	利用者数/年	0	2	0	1	1	1

### 【任意事業のサービス概要】

サービス名	概要
福祉ホーム	家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている障害者を対象に、低額な料金で居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行います。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、日常的な生活訓練を行います。
訪問入浴サービス	身体障害者を対象に、居宅に訪問し、入浴のサービスを提供します。
自動車運転免許取得費、自動車改造費助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

### 確保の方策

- 「日中一時支援事業」については、介護サービス事業所なども含めた新規事業者の参入を促進し、提供体制の充実に努めます。
- 任意事業については、障害者などのニーズを踏まえ柔軟に対応できるように、事業について検討していきます。

### 【3】第2期障害児福祉計画

#### 1 障害児福祉サービス

障害児福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、本市の障害児を取り巻く現状の変化や第1期計画期間の利用実績，アンケート調査結果における障害児ニーズの分析などを踏まえて，次のとおり設定します。

サービス種類	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童発達支援	利用者数/月	38	28	17	31	34	37
	利用日数/月	183	158	94	168	178	188
医療型児童 発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	利用者数/月	63	65	60	65	65	65
	利用日数/月	500	560	603	560	560	560
保育所等 訪問支援	利用者数/月	0	1	0	1	1	1
	利用日数/月	0	1	0	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	利用日数/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	17	18	25	18	18	18
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーター配置 数	人/年	0	0	0	0	0	1

#### 確保の方策

- 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」については、本計画期間において需要の増加が見込まれます。障害児通所支援事業所などとの連携を強化するとともに、サービス提供事業所の確保、充実に努めます。
- 早期発見，早期療育を推進していくために，母子保健事業や認定こども園などとの連携により，支援が必要な子どもの状況把握に努め，家族などの理解を得ながら，適切な療育につなげます。
- 「障害児相談支援」を充実させるために，相談支援専門員の育成や負担軽減に努め，障害児通所支援事業所などと連携を図り，相談支援の質の向上に努めます。
- 医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を確保するために，県が実施する医療的ケア児に係る，関連分野の支援を総合調整するコーディネーターを養成するための研修などへの参加を促進します。
- 医療型と居宅訪問型の児童発達支援については，現状，これまでの利用実績がないため利用者数を見込んでいませんが，ニーズに応じて柔軟な対応に努めます。

## 2 障害児の子ども・子育て支援等

障害児やその保護者が、子ども・子育て支援施策の中から適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な見込量を設定します。

種別	単位	第5期実績値			第6期見込量		
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
保育園	利用者数/月	3	3	2	0	0	0
認定こども園	利用者数/月	3	3	3	5	5	5
放課後児童 健全育成事業	利用者数/月	9	9	9	9	9	9

### 確保の方策

- 障害児や医療的ケア児の認定こども園などの利用については、職員の加配により受入体制の確保に努めます。
- 「江田島市子ども・子育て支援事業計画」における施策や取組との連携、調整を図りながら、障害児への支援を総合的に推進します。

## 第7章 計画の推進

### 【1】関係機関との連携の強化

本計画の推進に当たっては、社会福祉協議会、サービス提供事業所、保健医療機関、住民ボランティアなど関係機関との連携を強化するとともに、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、取組を推進します。

### 【2】感染症対策への配慮

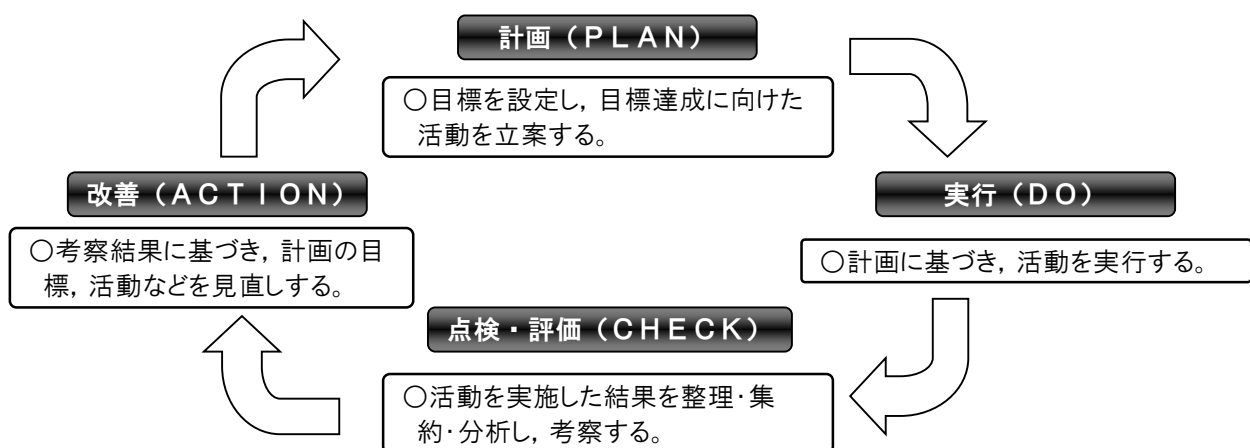
新型コロナウイルス感染症の拡大は、通所サービス等の利用自粛やヘルパーが訪問できないなど、障害者の生活に大きな影響が及びます。

障害者等やその家族における、それらの影響の把握に努めるとともに、新しい生活様式における障害福祉サービス提供体制の在り方やリスク対策など、国や県の方針やサービス提供事業者との連携により、感染症拡大防止を視野に入れたきめ細かな支援に努めます。

### 【3】計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】



# 資料編

## 1 江田島市保健福祉審議会規則

平成16年11月1日

規則第101号

改正 平成19年12月26日規則第28号

平成20年3月24日規則第3号

平成20年6月12日規則第35号

平成26年12月8日規則第36号

(趣旨)

第1条 江田島市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務，組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては，市長の附属機関の設置に関する条例（平成16年江田島市条例第22号）第3条の規定に基づき，この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 審議会は，次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者福祉計画に関する事項
- (2) 介護保険事業計画に関する事項
- (3) 障害者福祉計画に関する事項
- (4) 次世代育成支援行動計画に関する事項
- (5) 地域福祉計画に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか，保健福祉に係る基本的な計画に関する事項

(組織)

第3条 審議会は，委員30人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者の中から，市長が委嘱する。

- (1) 議会議員
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 介護保険施設関係者
- (4) 子育て・保育・教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 介護保険被保険者の代表者及び障害者団体の代表者等
- (7) 住民団体の代表者

3 前項に掲げるもののほか，特別の事項を調査審議するため必要があるときは，審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は，市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は，3年とする。ただし，補欠により選任された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

3 臨時委員の任期は，3年以内とし，調査審議する事項及び任期を定めて任用する。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会には、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 特別な事項を調査審議するため必要があるときは、委員長は、臨時委員を審議会に出席させることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、臨時委員を委員とみなす。

5 審議会は、会議について必要と認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、部会を置くことができる。部会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 第5条の規定は、部会長について準用する。

5 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の特例措置)

2 平成20年1月13日から平成22年3月31日までに選任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成19年12月26日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月12日規則第35号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月8日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江田島市行政組織規則の規定及び改正後の江田島市保健福祉審議会規則の規定は、平成27年度以後の高齢者福祉計画について適用する。

## 2 江田島市保健福祉審議会 障害者福祉部会 委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属	職 名	備 考
部会長	吉田 昌平	医療法人社団吉田会 吉田病院	院長	
委 員	本庄 信幸	江田島市身体障害者福祉協議会	会長	
委 員	川尻 博文	江田島市民生委員・児童委員協議会	代表	
委 員	堂野崎 平	社会福祉法人江田島市社会福祉協議会	会長	
委 員	金阪 稔	江田島市精神障害者家族会	会長	
委 員	越野 陽子	江田島市心身障がい児者家族会	会長	
委 員	岡田 鈴子	江田島市女性会連合会	会長	
委 員	酒永 光志	江田島市議会	議員	
委 員	平川 博之	江田島市議会	議員	
委 員	小野藤 訓	江田島市教育委員会	教育長	
委 員	毛利下 隆男	社会福祉法人江能福祉会	理事長	
委 員	福本 洋子	江田島市保育連盟	会長	



### 3 策定経過

年月日	内容
令和2（2020）年7月16日	江田島市保健福祉審議会 ○市長から審議会への諮問 ○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について（障害者福祉部会へ付託）
令和2（2020）年8月	○アンケート調査等の実施 ・市民アンケート調査の実施 ・関係団体等ヒアリング調査の実施
令和2（2020）年10月7日	江田島市保健福祉審議会 第1回障害者福祉部会 ○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の素案について ・計画の概要 ・障害者・障害児を取り巻く現状 ・アンケート結果等からみる本市の課題 ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況
令和2（2020）年12月9日	江田島市保健福祉審議会 第2回障害者福祉部会 ○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の素案について ・第5章 計画の基本的な考え方 ・第6章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
令和2（2020）年12月21日 ～令和3（2021）年1月25日	○パブリックコメントの実施
令和3（2021）年2月22日	江田島市保健福祉審議会 第3回障害者福祉部会 ○パブリックコメントの実施結果について ○第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）について（承認）
令和3（2021）年3月3日	審議会から市長へ答申

**江田島市**  
**第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画**

---

発 行 / 令和3（2021）年3月  
発 行 者 / 広島県江田島市 福祉保健部 社会福祉課  
〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地  
TEL（0823）43-1638  
FAX（0823）57-4432  
E - M a i l / [syakai@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:syakai@city.etajima.hiroshima.jp)

---